

「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」の一部改正について（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知）

令和 7 年 4 月 1 日以降に契約締結する森林整備保全事業調査等業務に係る諸経费率等については、下記のとおりとします。

記

第 3 部 測量業務
第 1 章 測量業務積算基準
1－3 測量業務費の積算方式
1－3－1 測量業務費
2 諸経費

測量作業に係る諸経費は、表 1－1 により直接測量費（成果検定費を除く。）毎に求められた諸経费率を、当該直接測量費（成果検定費を除く。）に乗じて得た額とする。

表 1－1 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を 超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(注) 1 の算出式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	—0.084	61.4%

(注) 1. 算出式

$$z = A \times X^b$$

ただし、 z : 諸経费率（単位：％） X : 直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A、 b : 変数値 2. 諸経费率の値は、小数点以下 2 位を四捨五入して小数点以下 1 位止めとする。

2. 諸経费率の値は、小数点以下 2 位を四捨五入して小数点以下 1 位止めとする。

3（略）

第 2 章（略）

以上